

べき所以を憶うて、茅屋の號とし、高巖寺なる普門禪師の筆を乞ひて一篇の額とし、是を壁上に揚げて蒙昧を照さんと欲す。いやしくも世に繋累せられん事を怖れてなり。よつていふことしかるなるべし。

浮雲のかゝるを月のならひぞと

おもはゞよしや五月雨の空

晴れ曇る空にや月の哀さを

浮世にそへて猶も忍ばぬ

種來夜々斷入腸。孤枕悠然臥草堂。

竹裡清風五更雨。松間明月半庭霜。

黃門基時卿の御筆、かく計の歌を此の亭にかけて、

ながらへて迷ふ現におもふかな

羨しくもすぎし夜の夢

元祿庚午の中秋

藤原昌興しるす

觀月亭記に添ふる辭

此の觀月亭の主は、予が故人なり。幼穉より君邊に仕へて、世の覺えも異りしが、常に打解語り待りてはあらざりしかど、志はかたみに疎くあらざりし。文の道を好みて、才

の程愚ならず。しかのみならず、敷嶋の道に心をとめ、詠めることの葉多かりし。身のなりの程につけて、勢ひにほこらず侍りし。自らの家の側に方丈の臺をいとみ、觀月亭と號して、公務の暇には心を澄まし、世の塵を避け、詩を嘯き歌を吟じて月をなん弄び侍りしが、思はずも公の畏りを蒙り、家を離れて能登なる海濱に移りき。古郷の便も絶々なる事に成果てぬ。いつしかに住みなれし宿は、散々になん成行きける。されど觀月亭許はひとり残りてありけるを、是も打散らしなんとしけるを、彼の主のかく計造り置きて愛したりし事ども思ひ出で哀なりければ、商人の手より求め得て、住居もかへず其の儘に予が園の池の邊りに移して、昔を憶ふ便となし侍る。公の咎にあづかれる人なれば、世に憚らぬにしもあらねば、名をあらためて遠月亭となしぬ。此の主觀月亭の記を自記し置きけるを見るにつけても、現に哀を催し、捨てがたくて、此の亭の障子の背にはり置きて、其末に書添へける。

詠め來し人こそ見えぬすむ月の

影も移さず宿の池水

同じ心を發句に、

影だにも見し月移すうつゝ、哉

此の亭蓮池の邊りなれば、

世の中の濁りにしまぬ月かけを

移すや池の蓮葉の露

甲戌仲夏

菊黃居士題

按ずるに、甲戌は寶永三年也。葛卷昌興が元祿三庚午の仲秋自筆に書きたる記、觀月亭に残りありしが、歲月を経て雨露に濡ひ糞食と成りて、昌興下世の後は其の家に住む人もなく、荒廢せんとせしを、菊池秋涯是を悲みて、觀月亭と共に我が邸宅の園地へ移し、修補して己が意趣を書きそへけり。秋涯は風雅の士にて、和歌・連歌を嗜み、葛卷氏とひとしき騎人なりしかど、秋涯没後絶えて翫ぶ人もなかりければ、いつしか彼の亭も朽果て、遂にとりたゞみ、礎のみ菊池氏の苑中に残り、その遺名をいひ傳ふるのみなりしといへり。

○木村藤兵衛蕃邸

延寶金澤圖に、菊池氏の筋向渡部次郎四郎、其の東隣木村

藤兵衛。とありて、菊池氏の同町なり。元祿六年の士帳に、木村傳助、菊池十六郎筋向。とあり。傳助は藤兵衛が孫也。

○木村藤兵衛重俊傳

木村系圖に云ふ。三代藤兵衛重俊、慶長元年瑞龍公子小姓被召出。于時十三歳云々。延寶元年初而代番奉願處、即願意被聞召、長男茂右衛門代番相勤。翌二年重俊病死、享年九十三歳。四代茂右衛門延寶二年遺跡相續、遺知四百石賜之、被加馬廻組。貞享元年病死、享年六十八歳。とあり。

關屋録に、延寶元年馬廻組木村藤兵衛九十二歳に罷成、直番今以相勤居。嫡子庄右衛門(茂右衛門)既に六十二歳に罷成、勤仕之年間も無之儀、代番被命被下度旨相願處、翌二年願之通被仰付。藤兵衛儀九十三歳にて病死、庄右衛門は七十六歳にて病死す。其の以後は、七十歳餘に罷成者は御番被免、男子所持之者は代番被命。是代番之初也。とあり。但し藤兵衛の年齢は過聞もあるなるべし。慶長元年に十三歳とせば、延寶二年は九十一歳なり。又延寶二年を九十三歳とすれば、慶長元年は十五歳なり。利長卿越中守山に在城し給ふ文祿元年四月十四日、守山町岩ヶ淵と云ふ處にて、藩士